



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

2

2019 Vol.183

たいせい通信のメール配信をいたします。
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

1月も終わり旧暦でいう新年がスタートしました。

私も無事に60歳を迎えてあと何年かなと思いつつも今一度健康について考えました。

病院で「うまく付き合っていかなければなりません」と言われた関節リウマチ、頸椎狭窄症、なかなか大変です。ですがうまく付き合っています。でもうまく付き合う前に病気になることが一番でこの世を去るときに「ああいい人生だった」と言って終わりたい。死ぬまでニコニコ暮らしたい。

なぜ病気になるのか？

まず第一に**精神的ストレス**。**環境からくるいろいろな情報**をストレスという風に情報処理して自分の中にアドレナリンを発生させているのだそうです。

人間は環境汚染の中で出来た物を食べているから、いろいろよくないものが入ってくる。免疫学の先生によると、カビ・細菌・ウイルスといったものと人間は長く付き合っているから、幾重にも防衛システムを備えている。万が一それらのものが体内に入ったとしても、はびこらないように防衛システムが働いてくれる。

一番困るのは金属汚染。ところがその困る金属は、人間が地中から掘り起こして酸素を外して使うようになってから、体内にどんどん入ってくるようになった。これは大きな問題です。

水道管が古くなればその金属が水に溶けだして体内に入る。

金属が体に入り溶けて沈着するとそれがアンテナになるので携帯電話を使い続けると電磁波を吸収し、電磁波障害になると言います。

今は小さい子供も携帯電話を離さずにじっと見えています。便利になっても健康被害が出るようではいけませんね。

ストレスのない環境も大切ですが、**食べ物**も大切です。

先日テレビで見ました、**医者が進める体に良い食べ物ベスト10は、**

納豆、鯖缶、ヨーグルト、豆腐、酢、ブロッコリー、トマト、アボガド、キムチ、リンゴ

こんな感じでした。食べ方もいろいろあるようです。

私は相変わらず、玉ねぎ酢・納豆モズクなど組み合わせて食べております。

一日一食でいいとよく聞きますが、朝はお味噌汁を飲んでください。

沖縄県は日本一の長寿の県でしたが転落しました。現在は

- ・男性は**滋賀県**（旅行、行楽に出かける人が全国1位です）
- ・女性は**長野県**（塩分控えめ、野菜の味噌汁、予防医学）

沖縄が1番でなくなったのは、汚染が進んでしまった海のことをたくさん食べることも一つの要因だそうです。

こうみるとどれか一つだけではダメ。**環境、食べ物、ストレス**とありますが、**やりがい・生きがい・精神的なこと**もないといけません。そしてやっぱり病は気から、気と魔法の言葉、（ありがとうと、感謝します）で健康を保ち長生きしましょう。

確定申告15日からです。早めにご相談ください。

ありがとうございます。



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『問題解決力よりも問題設定力？』

今年も早いもので1ヶ月が経過しました！
平成も残り3ヶ月弱で新元号へ移行となり新たな時代が始まります！！

早速ですが、先日私が今更ながら感じたことがあります・・・

普段仕事をする際は、「**知覚動考（ともかくごこう）**」を意識しています！

「**知覚動考**」とは、仏教や禅の言葉になり、**成長が早い人は 知る→覚える→動く→考える** というプロセスで成長していくそうです！

普通は、失敗したらどうしよう・・・、もっといいやり方があるのではないかと等々、先に考えてしまい、知る→覚える→考える→動くの順になりがちです。
考えに考えた結果、動かずに何も成果を得ることが出来ないというパターンのことです！

しかし、ただ単に動いて考えても駄目であることを先日、改めて実感しました！

何でかと言いますと、**問題解決**にばかり尽力していたからです！！

そもそもの**問題設定**が間違っていないか？この確認が大事だということです！

自分一人では、間違うことも往々にあるため第三者の意見を仰ぐことも必要であると感じました！

依頼されたこと、質問されたことの問題設定が間違っしまえば、その後の **考える→動く** のアウトプットもしくは、知る→覚える のインプットからすべての行動が成果に結びつかない可能性が出てきます・・・

現代で評価される人材は、短い時間で多くの成果を出す人材だそうです・・・

問題設定力こそ成果を上げる過程にて必要だと思うのですが、設定する際どうしても「**自分の主観＝自分の考え・信じているもの・真実だと思うもの**」の思考が色濃く反映される気がします。

この「**自分の主観**」が成果を上げる過程にて邪魔をしていることに気付いてはいるのですが直せません・・・
なかなか客観的に考えるのは難しいものです！

《自由論》の著者、ミルは「**一人の人間は一つの視点しか持たない。それが人間としての私たちの限界である。**」と書いています。

この言葉を謙虚に受け入れ、自分の主観も大事にしつつ他人の主観も受け入れながら**問題設定**に当たれば今までと違った成果が上がるかもしれません？





いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「40年ぶりの改正」

民法に含まれる相続に関する規定の改正案が2018年の通常国会で成立し、2019年より順次施行されます。民法は、税法のように毎年改正されるものではありません。今回の相続法改正も約40年ぶりの改正となります。生活環境の変化が進む中、残された妻や介護をした遺族等の権利の保護など、実情を考慮しトラブルを防ぐ内容の改正となっておりますので、ご紹介したいと思います。

■「配偶者居住権」の創設

夫が死亡した際の妻の取り分は、子がいる場合は遺産全体の2分の1と、民法で決められています。配偶者が残した相続財産が自宅家屋とその敷地が中心だと、自宅も含め遺産分割する為、妻の取り分は自宅がほとんどで、現預金が少額になる事や、自宅の売却金額を分割する等、妻の住む場所や十分な生活費を相続できないとの不条理がありました。

今回の「**配偶者居住権**」では、**住宅の所有権と居住権を分離し、妻が所有権を持たなくても自宅に住み続けることを保障する仕組み**です。

居住できる期間は、遺言や遺産分割協議をもとに決められます。この居住権の評価額は、配偶者の平均余命などをもとに決められます。

ただし、所有権に比べると居住権のほうが弱いため、居住権登記の手続きをすることで、権利を確保する必要があります。この登記により、子などが所有権の一部を持っているため、所有権を他人に売却されることで、実際に住んでいる家からの退去という事態を防ぐことができます

また、妻の権利が認められるもう1つの改正は、婚姻期間が20年以上あれば、夫婦間で贈与された自宅は、遺産分割の対象から除外する仕組みです。自宅は残された妻のものとなり、遺産分割の対象から外され、それ以外の遺産を相続人同士が法律に沿って分割します。高齢の妻の安定した生活を支援することが目的です。

■「特別寄与料」の創設

親と同居していた長男の妻が介護で苦労したとしても、夫の取り分としては評価されても、相続人ではないため彼女自身の貢献度は評価されませんでした。今回の改正により、相続権はありませんが「**特別寄与料**」という制度が創設され保護されます。

相続が発生した時点で、介護の貢献度に応じて相続人に対し請求できます。法律上の相続権がない人でも、特別寄与料の請求が法的に認められます。ただし親族以外の第三者が介護に協力したとしても、この特別寄与料は認められません。ますます深刻化する介護問題へ、1つの指針が示されたことになります。

特別寄与料の請求先は義理の兄弟姉妹になるため、現実的にはかなり大変です。合意できないときには、家庭裁判所が提示している算式が参考になります。家庭裁判所での寄与分の算定は、1日当たり8000円程度を目安に介護した期間を掛けて算定しています。

ただし相続財産の多寡により、特別寄与料も変わることが予想されます。

その他、遺留分や自筆証書遺言書の作成や管理についての改正もございます。

遺産分割による争族対策に法が創設されたと思います。しかし、争族は根深く、使う方に悪意があれば諸刃となるのも事実、争族にならないカギは、生前の根回しと準備です。我が家は揉めないの概念はまず、なくした方が良さそうです。



岡村 泰



編集後記：2月も寒い日が続きます。暖かな春が待ち遠しくなりますが、それもまだ先ですね。2月といえば、14日がバレンタインデー。チョコをもらった人をうらやましい目で見ていた若いころを思い出します。皆さんがハッピーな日であればいいなと願います